

議題：佐渡市の図書館における掲示物のあり方について

佐渡市の図書館では、市庁舎の管理基準に基づいてポスター掲示を行っていますが、図書館独自の方針を定めたいと考えます。

なお、現状及び提案に至った経過については次のとおりです。

(1) 佐渡市の図書館の掲示物の現状について

佐渡市の図書館では、ポスターやチラシなど様々な掲示依頼が寄せられています。

図書館・図書室は、中央図書館のような図書館のみの施設、公民館や支所・サービスセンターとの複合施設など様々な施設の形態があり、それに応じて掲示スペースも、公民館と共用であったり、室内にわずかであったりなど様々です。いずれにせよ、限られたスペースのなかで掲示していくしかない状況にあります。(資料 p1-23 写真)

また、ポスターの掲示については、市庁舎の管理基準に定めがあり、それに準じて掲示しています。市、県などが主催、共催であることや、市・県・国などの公の機関の後援があることなど、限られた条件のものしか掲示できません。(資料 p24 「佐渡市庁舎等管理規則」「行政庁舎の掲示物許可基準内規」)

(2) 議会経過

今年6月の佐渡市議会においても、図書館で市民活動に関する掲示ができなると、ご指摘を受けました。

この指摘を受けたことで、課題の洗い出しや他市の状況を確認しました。

(3) 課題等

庁舎の基準に準拠しては、公の機関からの後援がない限りは、読書会のお知らせや読み聞かせなど読書の振興にかかわることさえも掲示できません。

公の機関からの後援がないためポスター掲示をお断りせざるを得ないものもありました。具体的には次のとおりです。

- ・ 愛好家による盆栽展、書道展
- ・ 栄養士（個人）による食育教室 など

(4) 他市の状況

県内の図書館に聞き取り調査を行ったところ、いずれの図書館も、市や県など公の機関の掲示物に限定していたり、読書関係の掲示にのみ限定していたり、掲示の優先順位を設けているなど、何らかの基準に基づき掲示物を取り扱っていました。庁舎基準に準じたり、内規として定めていたりなど状況は様々です。

また、複合施設かどうか、市内の他の施設などとの兼ね合いもあり、それぞれの市の実情に応じた対応となっていました。

柏崎市の図書館では、ポスター等を受け取ったときにチラシを渡し、優先順位や掲示しない事例、取り扱いについては図書館に一任する旨等を伝えています。

(資料 p25 柏崎市立図書館 ポスター等を受け取ったときにお渡しする説明チラシ)

県外の図書館ではありますが、山梨県北杜市の図書館で、掲示物取扱基準をホームページ上に公開している事例もあります。(資料 p26 北杜市図書館館内掲示物取扱基準)

(5) 佐渡市の図書館における掲示物のあり方について協議依頼

図書館の目的である「国民の教育と文化の発展に寄与」し、また、佐渡市の図書館ビジョンに掲げる運営理念である「佐渡市の人づくりを支える、地域の学びの拠点」にかなうよう、市庁舎の掲示基準とは別に、図書館独自でポスターを掲示できる方針が必要だと考えています。

そこで、佐渡市の図書館における掲示物のあり方について、図書館協議会のご意見をお伺いするものです。

ご意見をいただきたい内容については、次のとおりです。

- ・ 掲示の内容について (掲示可能な範囲、掲示できないもの)
- ・ 優先順位について
- ・ 掲示スペースのあり方について (掲示場所、掲示期間)